

第3回 国土交通省 独立行政法人評価委員会

自動車検査分科会 議事録

平成15年8月7日(木) 10:00~12:00

於：合同庁舎3号館2階特別会議室

【事務局】 おはようございます。事務局の技術企画課長の松本でございます。

定刻にはなっておりませんが、全員おそろいでございますので、ただいまから国土交通省独立行政法人評価委員会第3回自動車検査分科会を開催いたします。

委員の皆様方にはご多用中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

自動車検査分科会の委員は7名でございまして、6名のご出席をいただいておりますので、過半数の定足数を満たしております。

最初に資料の確認をさせていただきます。

一番上に席次表の1枚紙がございます。出席者はこれでご確認いただければと思います。次に、また1枚紙ですけれども、委員の名簿、さらに議事次第、ここまで1枚紙が続いております。それから右肩に資料ナンバーが打ってあるものがございます。資料3-1が財務諸表。3-2、平成14年度業務実績報告書。3-3、自動車検査独立行政法人役員給与及び役員退職手当支給規程の一部改正について。3-4、自動車検査独立行政法人平成14年度業務実績評価調書。そこまでが資料でございまして、その後、参考資料が3-1から3-3まででございます。一番最後に、特に肩に何も打ってございませんけれども、ご参考に、今日の議題に係わる関係法令等の抜粋を付けさせていただきます。

以上が資料でございます。不足等ございましたら、お申し出いただければと思います。

今日の趣旨でございますけれども、自動車検査独立行政法人は平成14年7月に発足いたしましたわけでございます。本日の評価委員会は、各事業年度にかかわる業務の実績に関する初めての評価といたしまして、14年度の業務の実績に関して評価をいただく、これが主要な議題でございます。そのほかに14年度の財務諸表が提出されておりますので、これに対する評価委員会のご意見をいただくということも予定させていただいております。このあたりにつきまして、規程は最後に付けました通則法の抜粋を御覧いただければと思います。全体としてかなりボリュームのあるご審議になるかと思いますが、是非宜しくお願いいたします。

それでは、以後の議事の進行につきまして、池上分科会長にお願いいたしたいと思いません。よろしくお願いいたします。

【分科会長】 おはようございます。今日は朝早くから暑い中をご出席賜りましてありがとうございます。限られた時間ではございますが審議をさせていただきたいと思いません。よろしくお願いいたします。

早速ですが、検査法人の橋口理事長から、検査法人の運営状況の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【自動車検査法人】 自動車検査法人理事長の橋口でございます。

私は7月1日に民間から参りまして、自動車検査ということには全く素人でした。今日、9カ月の評価を受けるわけですが、この法人自身も全く新しい法人ということで、組織立ち上げで大変だったというのが正直な感想でございます。このあたりにつきましては、また後で評価していただきたいと思います。

後ろのほうに参考資料3-1というのがございますが、それに基づきまして、私がこういうふうに運営したいと考えていることを説明させていただきます。

第1番目に、自動車検査法人の概要、これは言うまでもないことなので、1)、2)は飛ばします。3)が法人の特色的なこと、本部と検査部9カ所、事務所84カ所、全部で検査場が93カ所あり、全国にこれが散らばっているということが非常に大きな特色であります。

それから現在人員は、全国で882人で、そのうち、非常勤を含めまして役員が6人ですが、常勤職員を中期計画最終年度に11人減らして871人にする計画です。たった11人と思われるかもしれませんが、これだけでも大変なことであるということでございます。

その次に、自動車検査法人化の意義ということに関してですが、自動車検査の法人化については、橋本内閣の時代に決まり、着々と準備作業が進められたわけですが、現在の時点で法人化というのはどういう意義があるだろうかということで私なりに考えてみました。1つは、今まで、本省は法律をつくるのが仕事ですから、検査ということについては連絡会などはやってこられたようですけれども、全国的に統一するという作業までは手が回らないというのが実態であったと思いません。ということで、各運輸局が責任を持って実施するという体制であったということですが、そうすると、基本的には一緒ですが、どうしても運輸局単位で少しずつ違う面があるのでこれを統一したいということです。

2) ですが、検査実施上、一応保安基準という法令があるわけですが、それに書ききれない実施上の問題があります。これも運輸局単位で解決してきたわけですが、そういう実際的な問題を、やはり全国的に統一して解決する必要があるというのが法人としてできることであろうということです。

3) は、検査業務を効果的、効率的にやるということについてですが、全国的な知恵を出して、統一して実施する必要があるだろうということでございます。

4) は、先進的検査の実施を指向する取り組みということで、私もいろいろ検査場を回らせていただきましたけれども、少し昔風かなという感じも受けております。そういうことで先進的検査ということについて、これから検討していきたいと思えます。

3番目ですが、職場意識改革のためのキャッチフレーズを3つ挙げまして、これを皆さんに何回も説明しているんですが、1) は、検査官が皆現場にいるわけですが、その人たちが実質的に生き活きとしてもらわないと、ちゃんとした組織にならないということで、まず生き活きとした組織づくりをしようと言っています。

2) は、先進的検査設備、先進的検査実施ということで、先ほどもちょっと述べましたけれども、今の時代であればもっといろいろ考えるだろうということで、これが2つ目のキャッチフレーズ。

3) が、透明でオープンな情報伝達と業務遂行ということで、これは国民に対して透明でオープンということもございしますが、その前にはやはり組織として裏表なし、建前と本音の使い分けなしでやっていこうということのキャッチフレーズでございます。

4つ目の業務改善目標ということで、どういうことをやっていくかということですが、これはちょっと抽象的になっておりますが、1) は、非常に差し迫った問題ということで、今問題になっております不正改造、不正車検、不当要求対策を確立することです。既にかなりのことをやっております。

2) が、検査要領書、検査マニュアルの整備ということで、検査官が参照するところが懇切丁寧になっていなかったなということで、今から整理していくということでございます。

3) が、環境関係検査の充実ということで、ディーゼルの排ガス問題が社会問題化しておりますけれども、今後それをもっと強化していく必要があり、検査方法についても見直す必要があるのではないかとございします。

4) が、情報技術利用及び機械化による検査の高度化ということでございしますが、私が

見たところ、今、ITの利用が全体的なレベルからいって少し遅れているという感じがしております。IT利用で自動化、あるいは統計のための情報処理をもっとうまくできると考えております。

5)として、研修制度の充実ということですが、全体的な研修所というのがあるのですが、今まで運輸局任せの研修の部分が大きかったということがございますので、これを全国的な共通の教材で教育していくという必要があるろうということで、研修を充実していきたいということがございます。

それから5番目としまして、職場運動ということで、今推進しております、自動車がたくさん入るものですから、いろいろ事故が出ております。けががあるということで、やはり安全がまず第一ということで、職場安全運動。

2)は、お客様あるいは自分自身も気持ちのいい職場にしようということで、挨拶運動ということをやっております。

3)は、改善提案ということで、職員に改善提案を出してもらおうという運動をしております。

それから6番目ですが、まだ十分ではないんですが、既に効果があらわれているものもあります。

1)は、不当要求に対する組織的対応、これは上から下までが全員で一致してやっております、かなりのことができております。

2)は、検査要領書の見直しということで、審査事務規程というのを作っているのですが、それにかなり判定基準的なものを入れていっております。

3)が、法人トップと職員のコミュニケーションの活発化。本部から各検査部を巡回しておりますが、それ以外にパソコンのネットワークで情報交換をするということをしております。

4)は、本部と検査部及び事務所間の迅速な情報伝達と問題解決。今まで運輸局単位でありましたものですから、ちょっと大きな問題になると本省で検討してもらう必要はあるのですが、そこまでステップが多くてなかなか伝わらないというような問題があったと聞いております。そこで我々としては、情報は光のスピードで伝わるということで、それを解決するのは少しは時間かかりますけれども、少なくとも情報伝達はすぐにやるということで、実際に問題解決もかなり早くできるようになっております。

7つ目ですが、法人化によってどういうことがメリットであろうかということで考えて

みると、やはり一番大きなのは、予算が複数年度運用になったということで、残るとかそういうことに対して気を使わなくていいということがあります。

2)は、組織を弾力的に運用することができるということで、応援体制とか、それも非常に即決できるということがございます。

3)は、賠償保険とか弁護士委嘱、こういうものが非常に自由になりまして、今までは国でしたから、弁護士委嘱は難しいというようなことがございましたが、こういうものが自由になったということがございます。

8つ目、当面の目標ということですが、1)は、パソコンネットワークとイントラネットの整備ということで、一番最初に述べましたように、4人の事務所とか10人の事務所とか、そういう検査場が全国93ヶ所にばらばらにありますので、パソコンネットワークで連絡し合うということが必須でありまして、今はまだ全員にパソコンが行き渡っていないのですが、ネットワークを築いて、さらにその情報を整備していきたい。

2)は、保安基準告示化作業が今行われております。それから法令もかなりの改正があります。それに伴って審査事務規程の改訂をしています。これはかなりの仕事量になっております。

3)は、不当要求対策の充実、これも組織的対応を進めてまいりましたけれども、さらにこれが崩れないようにもっと充実していくということでございます。

4)は、職員配置の見直し、非常勤職員の有効活用ということで、職員については、運輸局単位で数が決まっていたのですが、全国的な配置を業務量に応じて見直していく。5年間で11名減らすということは決まっていますが、問題のあるところは、非常勤職員を活用して検査の質を落とさないということにもっていきたい。

5)として、プロジェクトチームの立ち上げということで、これから実質的な活動に入りたいと考えています。電子情報共同利用プロジェクトチーム、情報技術利用検査プロジェクトチームでは、ITを検査に取り入れることを検討します。それから新排気ガス検査、これはNOx、PMということですが、検査の導入プロジェクトチームを発足させます。また、研修教育改善プロジェクトチームを発足することを考えております。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

何かご質問等ありましたらお願いします。

ないようですから、時間も切迫していますので、先に進めさせていただきます。どうも

ありがとうございました。

本日の議題は、議事次第に書いてありますように、3つの議題がございます。1番目は、平成14年度財務諸表に関する国土交通大臣に対する意見を取りまとめることです。2番目は、平成14年度業務実績の評価を行うことです。3番目は、役員の退職手当等に関する規程の審査をしていただくことでございます。

こういうことで、時間内におさめたいと思うのですが、事務局のほう、この時間配分についてご説明ありますか。

【事務局】 12時終了ということでございますので、105分でございますから、2)がボリューム的にも一番多くて、ご審議いただく中心になると思います。1)の議題については20分程度、2)につきましては70分前後で、3)は残余時間に充てていただくというような感じでいかがかと思えます。

【分科会長】 わかりました。必ずそうなるかどうかわかりませんが、そう努力をさせていただきますしたいと思います。

それでは、早速ですが、議題の一番最初の財務諸表について、簡潔にご説明をお願いいたしたいと思えます。

【自動車検査法人】 総務担当理事の豊島でございます。よろしく申し上げます。

資料3-1、財務諸表。まず1ページでございますが、貸借対照表をお開きいただきたいと思えます。これのご説明に先立ちまして、この法人の置かれている地位と伺いますか、その点について少しお話ししたいと思えます。

まず、平成14年6月30日以前には、運輸局の傘下にはありました運輸支局や検査登録事務所がこれまで自動車検査業務を行っておりました。そのうち、自動車の保安基準適合審査に係わる仕事だけを取り出して、この法人が実施することになったわけでございます。従って、それまで国にあったいろいろな検査上屋、検査施設、検査用の土地その他の財産類を当法人で使わせてもらうようにする必要が生じたわけでございます。そこで現物出資としては、検査上屋、それから八王子にある研修施設とその敷地、これらの現物出資を国からいただきました。国から無償譲与を受けたものとしては、検査用の機器その他の財産でございます。それから、国有財産の使用の許可を受けて使わせてもらっているものとしては、検査上屋が建っている敷地、検査官の事務室であります。

こういう前提があるものですから、貸借対照表や損益計算書上の勘定科目の整理なども一般の私企業とはちょっと異なった形になっていまして、わかりにくい面がございます。

それから、業務に使用する資金でございますが、これは国から運営費交付金という形と、施設補助金という形でいただいております。施設補助金は、検査用の上屋の整備や、あるいはマルチテストという、総合検査装置の整備に使っております。それ以外の業務用の資金については、運営費交付金という形でいただいております。

そこでまず、貸借対照表の資産の部をごらんいただきたいと思います。固定資産の有形固定資産でございますが、建物、構築物、土地につきましては、国から現物出資を受けたものと、それから平成14年度内に新規に整備したものが含まれております。それから機械装置、車両運搬具、工具器具備品、これは国から無償譲与を受けたものと、それから14年度に新規に整備をしたもの、この両方が含まれております。

「 」になっておりますのは、14年度に減価償却したもの、あるいは上屋を取り壊したために除却したもの、こういったものが計上されております。

それから、建設仮勘定についてですが、茨城、群馬の上屋などにつきまして現在建設中でございますので、これについて計上しております。

それから、上のほうに未収金がございますが、未収金というのは、国からの受託研修料でございます。これは現時点では既に回収済みでございます。

それからやはり未収金ですけれども、還付消費税、これは後ほどまたご説明しますけれども、2億円ほど国のほうから消費税の還付金が戻るということになっております。これがまだ3月31日現在では未収でございました。

こういった資産の元手になっているものでございますが、負債の部をごらんいただきたいと思います。

まず、運営費交付金債務というのがありまして、これは先ほど言いました国からいただいた運営費交付金、交付金は使ったものと、使い残したものとがございますが、使い残したものが17億9,000万円、運営費交付金債務という勘定名で計上されております。

使ったものは、その次のページの損益計算書の、経常収益というのが下から3分の1ぐらいのところにあります。ここに運営費交付金収益として計上されておまして、これが59億2,500万円余りでございます。これは一たん貸借対照表の流動負債のところには債務として計上はしませんが、使ったものを費用化し、損益計算書の経常収益のところには流動負債を収益化するという事で計上されております。ちょっとわかりにくいですが、使ったものが損益計算書に収益として計上されております。そして残ったものが貸借対照表に債務として計上されております。

その下の預り施設費、これは先ほどの建設仮勘定分と一致しております。

それから、大きな額ですが、未払金が9億5,200万円ございます。これは現時点ではすべて支払いを完了しております。内訳としては、この時点においては国へお返しする施設補助金の残額などがございまして、そのほか事業者との取引の未払いがございましたが、現時点では全部支払っております。

固定負債のところ、資産見返負債とございますが、これもわかりにくい勘定名ですが、国から受けた先ほどの運営費交付金ですけれども、法人が交付金で購入した固定資産分がここに計上されております。

資産見返物品受贈額、これは国から無償譲与を受けた固定資産分、68億5,300万円計上されております。

それから、資本の部の資本金、政府出資金、これが120億3,000万円ございます。これは先ほどご説明した検査用の上屋や八王子の研修施設の建物や敷地などでございます。

資本剰余金、4億3,900万円ございますが、これはこの法人になってから新たに整備した検査場の改修、補助金をもって整備したものの、3億7,100万円などが含まれております。そのほか電話加入権や本部の事務所の敷金などが含まれて4億3,900万円となっております。

それから、当期末処分利益ということで2億800万円計上されておりますが、これの大きなものは、先ほどの還付消費税が2億200万円余りございます。そのほかに数百万円の当法人の収益を加えて、2億800万円というふうになっております。

その次の2ページ目の損益計算書をごらんいただきたいのですが、上のほうの経常費用、これの上半分が検査関係の業務費でございます。

一番大きいのは人件費関係でございますが、およそ40億円ございます。

それから、減価償却費11億6,500万円。

その次に一般管理費がございます。これは本部関係の費用、それから本部において地方の分も一括して処理をしております、例えば大きなものとしましてはソフトウェア費というのがございますが、ここに3億6,000万円余りございますが、これは会計業務や人事業務については、地方で行うべきことも本部において一括して処理をしております、そのための電算関係のソフトウェア代などでございます。

こういった費用に充てるために、収益ということで下から3分の1のところ計上しておりますが、先ほど言いました運営費交付金を使わせていただいたのが59億2,500万

円でございます。それから受託収入として、国や軽自動車検査協会、JICAの受け入れ研修生の研修手数料や、その他の若干の収入を420万円計上しております。

それから、資産見返債務戻入とございますが、上の資産見返運営費交付金戻入、資産見返物品受贈額戻入、これらはいずれも上に費用として計上されておりますものの中の減価償却分に対応するものでございます。

それから、財務収益として受取利息が6万6,000円ほどございますが、これは国からの受入交付金や補助金を一時プールしておくための銀行の口座の利息でございます。

雑益、これは火災保険の保険金の付加見舞金のような受取金でございます。

それから、軽自動車検査協会に一部離島の事務所において検査機器を貸しております、このための貸付利用料の収入が180万円余りございます。これが雑益でございます。

そういう経理の状況でございまして、この中の消費税等還付収益というのがございますが、これは、当法人も消費税の対象の事務所になっておりまして、実は120億円の現物出資を国から受けたわけですが、この国から受けた現物出資というのは、たとえ相手が国でありまして、消費税の関係法令によりまして、金銭以外の資産の出資は消費税の付加の対象になるということで法律が組み立てられております。そこで、こういう出資を受け入れますと、これが課税仕入れに該当するという取り扱いになるため、還付金が2億円ほど出てくるということでございます。

それから、その次のキャッシュ・フロー計算書でございますが、3ページでございます。

の業務活動によるキャッシュ・フロー、上の3つは支出の関係でございます。それから下の4つが収入でございます。これらによりまして、業務活動によるキャッシュ・フローは27億9,000万円のプラスということで、投資活動によるキャッシュ・フロー、これを有形固定資産の取得による支出と、施設費による収入、これらを差し引きましてマイナス3,200万円になっておりますが、トータルとして見て、期末の資金残高が27億5,700万円ということでございます。

これは1ページ目の貸借対照表の流動資産、現預金の27億5,700万円と一致しております。

4ページの利益の処分に関する書類でございますが、当期末の処分利益は、先ほどの還付消費税が大きく寄与しておりまして、2億820万4,000円余りになっておりますが、これを利益処分量、独法通則法第44条1項による積立金として利益処分をしたいというふうに考えております。

5 ページ、行政サービス実施コスト計算書でございます。

の業務費用、の損益外減価償却等相当額、これらにつきましては、いずれも先ほどの財務諸表の中から出てくる数字でございますが、の機会費用、これは国有財産を無償使用させていただいているものを、所定の前提を置きまして使わせていただくとしたらどれぐらいの使用料がかかるかという仮定を置いて計算をした対価相当分が24億5,600万円ということになります。これらを累計しまして、行政サービス実施コストがこの法人の9カ月間で111億7,200万円相当かかったということでございます。

しばらく飛ばしていただきまして、13ページ、決算報告書、これは官庁会計方式で、予算額、これは国からちょうだいした交付金並びに施設補助金の金額でございます。それから決算額、これが使用した金額です。それから差額、これが差し引き、まだ使用していない分、あるいは国庫に返納した金額でございます。

その次の事業報告書でございますが、前のほうは説明を省略させていただきますが、18ページの上のほう、借入金等の額及び借入先という項目ですが、当法人には長期借り入れ、短期借り入れ、いずれもありません。

それから、検査法人の子会社、関連会社、関連公益法人、いずれもございません。

それから、監事の意見書が20ページについておりますが、監事、これは内部の監事でございますが、重要な決算書類等を監査していただきまして、いずれも適正に作成されているという報告をいただいております。

それから、部外の会計監査人の意見、これは22ページでございますが、これにつきましても財務諸表類など、いずれも監査をしていただきまして、適正に表示されているという報告をいただいております。

ちょっと説明時間が短くて恐縮でございます。以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、ご意見等、あるいはご質問でも構いませんが、ございましたらよろしく申し上げます。

【委員】 時間もあまりありませんので、2点だけ手短かにさせていただきます。

まず1つが、6ページのところに注記事項、重要な会計方針として、運営費交付金収益の計上基準というのが記載してあります。それで、ここには「業務のための支出額を限度として収益化する方法(費用進行基準)」、これはおそらく費用の発生額に応じて、運営費交付金を収益化していくという意味だと私は思うのですが、ただ、先ほどの説明を伺って

いますと、運営費交付金のうち、使ったものを収益化する、こういう表現をずっと使われていたので、1回だけ費用という言葉をお使いになったんですけどね。ちょっとその辺のところを補足していただきたいというのが1点です。

それからもう一点は、通常、固定資産の除却損というのは、これは毎期経常的に発生するものではないということで、臨時的な費用というふうに通常は処理しているんですが、ここでは経常費用として固定資産の除却損、設立してまだ半年ちょっとしか経過していないのに、もう既にそういう固定資産の除却損が出てきているわけですけれども、これは毎期そういったものが出てくるということで、これを経常費用に挙げているのかどうか、それについてご回答いただければと思います。

【自動車検査法人】 簡単な後のほうからご説明いたします。

検査上屋は全国93事務所で、毎年老朽化したものから建てかえを行っております。したがって毎年何力所かずつ取り壊しをして新規に建てる、そういうものが出ております。あるいは国の運輸支局や事務所の移転に伴いまして、当事務所も移転をするということがございます。その場合、古いものは取り壊して、新しいものを建てるということで、これはおそらく、毎年出るかどうかは別として、こういう除却損は逐年出ると思います。

それから第1点目のお話でございますが、このような独立行政法人については、成果が出たらそれを費用化するという方式もあるやに聞いておりますが、当法人の場合は……。

【委員】 成果が出たら、収益化するんですね。

【自動車検査法人】 成果が出たらそれを収益化するというところでございますが、当法人の場合は、例えば研究成果が出たとかそういうことはございません。ただ、車を何台検査したという、そういう成果はあり得ると思うんですけども、そういう方式をとれないことはなからうかと思いますが、当法人の場合は、今ご説明をしましたように、成果ということとは関係なく、費用化した時点で収益化をするというやり方をとらせていただいているということです。

【委員】 手短かに、もう一回申し上げますけれども、私が質問したのは、収益化の基準を成果進行基準にしるというのではなくて、費用の発生額に応じて収益化するというのでいいのか、支出額、要するに資産を買う場合もあるわけですよ。先ほどから使ったという表現をしているので、使ったというと、私は、お金を使ったということで、支出額に応じて収益化すると、そういうやり方をとっているのかなと思って、そういうことですかという確認を申し上げたということが1点です。

もう一点のほうは、これは、固定資産除却損が毎年経常費用に出てくるという理解でよろしいんですか。

【自動車検査法人】 はい。

【委員】 2点目のほうはわかりました。

【自動車検査法人】 1点目のほうは、私の言い間違いだったかもしれませんが、発生した時点で収益化するというもののように考えております。

【委員】 何が発生、費用が発生してくる。

【自動車検査法人】 費用が発生した時収益化します。

【委員】 そうすると、6ページの重要な会計方針の記載なんですけど、支出額を限度として収益化する方法ということだと、誤解を与えるんじゃないかなという感じを受けたんです。まあ、これは瑣末なことですからいいですけども。固定資産除却損、そうすると、これは毎年経常費用に出てくるわけですか。

【自動車検査法人】 と思います。ある年は建てかえをして、除却をしなければ、出ない年はあるかもしれませんが。

【委員】 多分ほかの独法とは違うような形になるかとは思いますが。それはそれぞれ独立行政法人、特色があっというんでは思うんですけども。わかりました。ありがとうございます。

【分科会長】 ほかにございませんでしょうか。

【委員】 これ、素人の話として聞いていただきたいんですけども、もう既に話も出ているんじゃないかと思うんですけども、車検を受けると費用が出て、国として収入がありますよね。国としての収入のどのくらいの比率で独立行政法人に交付金という格好で戻っているんですか。というのは全体的な収支を見ると、収入は非常にはっきりしているんですよね。車検費用ですから、全国分をプラスすればいいわけで。それに対してこの交付金はどういうふうな比率になっているのか。というのは、交付金が少なければ、その分だけ国庫に入っているわけで、それも成果になるんじゃないかなという気もするんですね。

【事務局】 車検特会の総収入、大体500億になっております。それに対する交付金ということになっています。

【委員】 それもこの独立行政法人の一つの成果みたいな気もするんですけども。どこにそのプラスを見るのか。

【分科会長】 収入としてはどういうふうになっているのかということですね。

【委員】 そうなんです。国にはそれだけ入っているわけですから。だから、その上にさらにこの独立行政法人としていろいろ努力されて、さらにプラスするということは、プラスになって、さらにプラスになるのかなという感じがするんですけども。その辺の考え方というのがよくわからなかったものですからお聞きしたんですけども。

【自動車検査法人】 全体の仕組みは、例えば自動車を1台車検に持ってこられますと、通常の継続検査であれば、1,500円の車検手数料がありまして、それは一たん国庫の車検特会に入ります。車検特会の中もいろいろ仕事をしておりますし、我々のやる車検のほかにも、整備事業者の監督だとか、車検証の打ち出しとか、いろいろ仕事をしておりますので、先ほどの500億円の検査登録特別会計の収入の中から、およそ80億円余りを当法人がいただいているということでございまして、残りの部分は検査の残余の業務並びに登録の関係に使われている、そういうことなんです。

【委員】 80億円か70億円かという値が妥当であるかどうかという検討は、既にどういう格好かされて交付金になっているはずですよ。それはどういうふうな考え方なんでしょうか。

【自動車検査法人】 これは、この法人発足前に、いろいろ財務当局とも調整をしまして、これまでの検査にかかっている費用の実績などを前提に、人件費についても実績を前提に計算されているというふうに聞いております。

【委員】 この金額というのは、ずっと5年間の間はコンスタントに続くということなんでしょうかね。将来的にはどういうふうを考えられているのかなと思うんですけども。合理化してくれば、この費用がだんだん下がってくるのか、それを一つの目標にされるのか、あるいは質の向上を図るためには設備も要りますし、いろんなものも要ると思うので、そういうふうなことで少しずつ上乘せしていきながら質の向上を図っていくのか、その辺の先行きの、一つの方向づけみたいなものがある程度要るんじゃないかなという気もするんですけども。

【自動車検査法人】 貸借対照表の負債の部の流動負債、運営費交付金債務、17億9,000万円で、このうちの16億円余りが今期は残金として余っております。それで、これについては、余った原因についていろいろ分析をしてみましたところ、今年は発足したばかりなものですから、いろいろ機器類などを調達するときも、かなり厳しく予定価格をつくりまして、相当節約をしました。そういったことでかなり余っております。ただ、今後どういう仕事をしていくかということで、当面は、これまでは不正車検の防止関係の仕

事にかなり力をとられておりましたけれども、現時点で既に立ち上げておりますが、今後の新しい車検の取り組み、先ほど理事長が話をしたような方向でこれからこういうお金を使っていくことになると思いますので、それは制約された予算の中でやるわけですが、同時に効率化も目指すということでやろうと思っております。

【委員】 その辺も ひとつ念頭に置いていただければいいんじゃないかと思います。

【分科会長】 ほかにございませんか。

他にございませんか。それでは、先ほどの時間枠でいきますと、1番目の議論はこれで終わりにさせていただきます。

そこで、今の財務諸表に関しまして、国土交通大臣に対する意見の取りまとめというのが残っております。これについて、どういたしましょうか。先ほどありました委員の意見を、将来ビジョンにもかかわることですから、付けるかどうかということなんですが。

【委員】 私のほうは、どちらかという会計処理の問題で、会計監査人の監査意見もついていますから、あまり私がけちつける立場にはいないかなという感じはします。ただ、今のやり方だと、理事長さんが幾ら頑張っても利益が出ないような仕組みになっていますよね。これでいいのかどうかというのは法人でよく考えていただきたいという将来課題を法人のほうに提示したいと思います。特に大臣に対する意見ということはないと思います。

【分科会長】 法人のほうに対してのご意見ということで、大臣に対するものじゃないということでもよろしいですか。

【自動車検査法人】 この問題については、国の仕組みとして、こういう仕組みでいただきましたので、今後、国がどういうふうな仕組みを持っていかれるかとも関係すると思いますので、我々単独で決めるわけにもまいりません。

【分科会長】 しかし、国との交渉においても、そういう意見がここであったということ踏まえて、お願いできればと思います。

【委員】 独立行政法人、国から一応独立しているということで、ぜひこの辺は主張していただければと思います。

【分科会長】 そうすることで、特に大臣への意見として出さないとして。委員のほうはいかがでしょう。

【委員】 今おっしゃられたことと同じことになるんじゃないかと思います。どういうふうにしていくかという、独立法人としての方針を決められて、国と交渉に当たられる

というんですか。そういうふうな……。

【自動車検査法人】 成果の定量評価について検査台数とか、そういうのは数字として簡単なんですが、問題は、検査の質というのをどう評価するか、ここが一番難しく、質が本当に高いのかなということは今疑問に思っています、私は、これに関しては国際的なレベルで検討すべきであると思っています。EUはかなり標準化を進め統一しようとしていますので、我々も国際的レベルで検討していくべきと思っています。

【分科会長】 ありがとうございました。

そうしますと、分科会として特段に国土交通大臣に対する意見として取りまとめをする必要はないと考えてよろしいですね。

ありがとうございました。

そうしましたら、若干コメントが出ましたことは、独立法人と国交省のやりとりの中で反映し、お考えいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは、第2番目の議題でありますところの、平成14年度業務実績評価に入ることになります。

評価の仕方としましては、お手元に配付してございます国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針に従って行われることとなりますので、適宜ご参考にしていただければと思います。

資料として用意されております業務実績報告書の内容をもとにいたしまして、業務運営評価を行っていきまして、最後に、取りまとめとして、総合評価と自主改善努力評価の順序で認定評価を行っていききたいと思います。

まず、業務運営評価ですけれども、これは評価方針によりまして、個別の項目ごとに、中期計画の達成に向けた着実な実施状況にあると認められるかどうか認定することになります。これ以降は各項目ごとに概要を簡単にご説明をいただきまして、それに基づいて意見交換を適宜行うということにいたしたいと思います。

そして、分科会といたしまして、当該項目が着実な実績評価にあるかどうかを平成14年度業務実績評価に数値で認定していく。これを各項目ごとに繰り返して進めていきたいと思いますが、全く何もなしのところから出発するのは難しいので、私からの提案でございますけれども、事前に各委員の皆様には事務局のほうから概要の説明がなされたと聞いております。その際出ましたご意見などにつきまして、私に報告をいただいております。私がそれを基にしまして、私なりの各項目への評価理由と結果を書いたものを委員の皆様には「分

科会長 私案」と書きました評価書を配付させていただいております。評価調書の書き方につきましては、「私案」をベースとして情報交換をしていただきまして、委員のご意見の中で理由の修正や結果の修正等があれば整理していきたいと思っております。こんな進め方によるしゅうございましょうか。ご了承いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは1項ずつ説明をお願いいたします。

【自動車検査法人】 それでは、資料3-2の平成14年度業務実績報告書に基づいてご説明をいたします。

次のページの目次をちょっとごらんいただきたいのですが、項目ごとというお話でございましたので、項目ごとにいたしたいと思っております。

それで、全部で17項目ございますが、(1)とかそういうレベルで区切ってご説明いたします。ただし、3から6までは内容があまりございませんので、ここはくくりでご説明したいと思いますので、合計14回に区切ってご説明をさせて頂きたいと思っております。

それでは、1ページでございますが、といたしまして、業務運営評価の関係といたしまして、業務運営の効率化に関する目標を達成すべき措置が3項目ございます。その(1)が組織運営の関係でございます。今回ちょっと時間もございませんので、実績評価に一番関係いたします年度計画と当該年度における取り組み、これを中心にご説明をしたいと思っております。

年度計画でございますが、2点ほどございまして、スタッフ制の導入と各事務所の要員の配置について挙げてございます。

2ページでございますように、14年度における取り組みといたしましては、まずスタッフ制につきましては、各事務所においてスタッフ制を導入いたしております。所長のもとに自動車検査官を専門スタッフとして配置をいたしまして、担当をしっかりと決めたということでございます。それから、検査要員の見直しに備えまして、審査業務量を客観的に評価する指標の検討を進めております。検査業務量の平準化を図るために見直しを行うということにしておりますが、当面、最も業務量の多い神奈川の事務所に対しましては、振りかえを行っておりまして、検査要員を1名増加をしております。このほか突発的な要員不足など、病休とかけがとかの場合もございますので、そういったものに対応するために他の事務所から組織を越えて支援できるような業務支援制度を設けております。

以上でございます。

【分科会長】 今のことにしまして、「分科会長 私案」をごらんいただきたいと思えます。

ただいまのご説明で、昨年度のいろいろアクティビティーをご説明いただきました。その中で中期目標がまず書いてありまして、その右側に14年度計画と書いてあります。かいつまんで言いますと、1.は、業務運営の効率化に関する事項でして、それが3つに分かれておりまして、組織運営、そのこのは各事業所においてスタッフ制を導入しますということでした。それから ですが、各事務所の要員を業務量に応じて適切に配置していく。そこまで切りまして、その評価をどうするかが右に書いてあります。これは読まなければわかりませんね。

その前に一番最後の9ページをごらんいただきます。

9ページの一番末尾に「記入要領」と書いてありまして、「項目ごとの『評価結果』の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の『評定理由』欄に理由を記入する」と書いてあります。3点というのが、特に優れた実施状況にあると認められる。2点というのが、着実な実施状況にあると認められる。1点が、達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。0点、これはちょっと違まして、着実な実施状況にあると認められず、業務改善が必要である、こういうふうになっております。つまり3点から0点まで、その点数をそこに書き込むということになっております。

もとの1ページに戻りまして、今の(1)につきまして、事務局で代かわって読見上げていただけますか。

【事務局】 それでは、14年度計画につきましては番号だけを読み上げて、評定結果、評定理由について、文字のとおり読み上げます。

(1) につきましては、評定結果は2でございます。評定理由といたしましては、「検査業務を実施する各事業所においてスタッフ制を導入し、所長のもとに専門スタッフとして自動車検査官を配置しており、自動車の審査業務における様々な問題に迅速かつ柔軟に対応したといえることから、着実な実施状況にあると認められる」、評定結果2、「審査業務量に応じた要員の見直しを行うとともに、突発的な要員不足等に対応するため業務支援制度の整備を図っており、着実な実施状況にあると認められる」。

以上です。

【分科会長】 評定結果はもう読んでいただいておりますが、これは私の案ですが、どちら

も2です。 が2、それから が2というふうにしてありますが、そこに書きました評定理由と評定結果につきまして、ご意見ございませんでしょうか。

ございませんようですから、お認めいただいたことに、また後で修正をしていただいても構いませんが、特段のご発言がなかったということで進めさせていただきます。

それでは(2)をお願いします。

【自動車検査法人】 業務運営の効率化に関する項目(2)の、人材活用でございます。

職員の業務改善提案をくみ上げて評価する仕組みを構築して、取り組み意欲の向上を図るということがございます。3ページでございます。それが年度計画に示されておりまして、それに対する当該年度における取り組みは にございますが、業務改善の提案などについて、職務上顕著な貢献を行った職員に対して表彰が行えるように、表彰規程を昨年10月に新たに制定したところでございます。また、業務改善の提案が容易に行えますように、情報技術を活用した業務研究会、これは全国事務所ばらばらでございますので、メールなどで意見交換をしながらまとめることができるようにと、そういうことを構想しておりまして、その検討を進めたところでございます。

以上です。

【分科会長】 これの案を。

【事務局】 (2)でございますが、評定結果は2でございます。「ITを活用した業務改善の提案システムの検討を進めるとともに、職員の取組意欲の向上を図るため成果を上げた職員に対する表彰制度を設けており、着実な実施状況にあると認められる」

以上です。

【分科会長】 ご意見、ございませんでしょうか。

どうぞ、遠慮なく言っていただいて結構です。

そろしいですか、それでは次に進めます。(3)業務の効率化にすすみます。お願いします。

【自動車検査法人】 業務運営効率化の3番目でございますが、(3)業務の効率化でございます。4ページでございますが、年度計画では施設の整備、維持管理について、引き続き外部委託を行うという項目と、2番目といたしまして、管理・間接業務についてでございます。中身につきましては、5ページの 当該年度における取り組みでございます。まず、1番の施設の整備維持管理につきましてですけれども、審査施設の整備、あるいは審査機器の維持管理業務については、外部に引き続き委託をしております。

それから管理・間接業務等につきましてですが、審査機器の点検や、審査機器の老朽更新、検査職員の被服とか、あるいは検査に使用いたします要領書などの書籍がございますが、そういったものを全国統一仕様できますので、これは本部で一括契約をして業務の集約化を図っております。

さらに、IT技術を活用した会計システムを新たに導入しましたので、経理事務については電算化をしております。また、ペーパーレスにもなっております。また本部にも集約をしているということでございます。具体的には、帳簿への記載とか伝票作成、給与の計算振り込み、こういったものはいずれも電算上で行っているということでございます。さらに電子メール、イントラネット、インターネットの組織内版でございますが、それを使いまして、法人内の回覧文書についてはいずれもペーパーレスでやっております。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

【事務局】 評価結果は2でございます。「審査施設の整備、維持管理業務について外部委託を実施するとともに、本部一括契約の実施や会計システムの導入による経理事務の電子化、ペーパーレス化及び本部への集約化を図っており、着実な実施状況にあると認められる」。

【分科会長】 ご意見はございませんか。あまり事務的に行き過ぎているんですかね。

【委員】 この辺の評価をどうするかですけれども、当然至極のことで、今ごろこういうことをやっているのかと言われるんじゃないかと思うんですけれども、ただそれを2という、一応今までやっていなかったんだから、これをやっているんだからしょうがない、よくやっているよという評価でよろしいのかということだけ確認していただければ。

【分科会長】 ごもっともなご意見です。しかしながら、こういう数量化をするということで、これまでいろんな活動が評価なしで来たのに比べると、非常にはっきりしてきて、2だとちょうどいいんだ位のおつもりで、確認みたいな話になりますね。ただ、そうでなくて、もう少しこれよりもいいんだよ、もう少し高く評価したらいいんじゃないのとか、逆に、この評価は高過ぎるということもあり得るわけでして、そのところを委員の先生方にお聞かせいただければ幸いと思っております。数量化は非常にいい効果を生むんじゃないかと、想像ですが思っております。それについても何かご意見がありましたら。

【委員】 評価そのものは、発足したばかりだからこういう感じかなという気はするんですけれども、もう少し定量的になるところは定量的な報告があったほうがいいのか。

例えば先ほどの審査業務量のところで、業務量に応じたというのが、業務量がどのくらいになっているのか、どのくらい平滑化をねらっているのか、それから今のペーパーレスの問題も、何%くらいが何%くらいになった、そういうもう少し定量的な話があればもっとよくわかるのかなと思って聞いていたんですけども。

【委員】 私、評定の結果はこんな感じなのかなというふうに思うんですけども、評定の仕方そのものが、委員長の私案が出てきて、それに異議があった場合に何か申し上げるという、今年度こういう形で始めて、今年度は最後までやっていただいて結構だと思うんですけども、それで評定の理由までこう書かれてしまうと、なかなか委員として意見が申し上げにくいということはあるような気がいたします。

ほかはむしろいろんなところがあるから、いろんなやり方があっていいのかとも思いますけれども、最終的に委員長がお取りまとめいただくということは当然だと思うんですけども、そのプロセスというのは比較的自由に議論をさせていただいているような気がして、点数も各委員がばらばらにつけたものを、最終的にばらつきが出た場合にどうするかということ議論した上で取りまとめるというようなやり方もあるし、私は評価のプロセスで事務局が前に出てきてしまうということ自体が、こういう独立行政法人評価のやり方として適切なのかということ自体はかなり考えなければいけない問題なのかもしれないという気がいたします。むしろ最終的に取りまとめのお手伝いをさせていただくという意味にもよるんだと思うんですけども、そこは次回以降どのようにやるのがよろしいか、考えたほうがいいのかという気がしないでもないと思います。

【分科会長】 大変貴重なご意見をいただきました。

ほかに何かございませんか。

【委員】 私は、この評定結果の点数のところがよくわからなくて、1点と2点というのは、どのように区別をしたらいいのだろうかとちょっと考えています。それで、1点、2点、3点については、実施状況にあると認められるといういい評価なんですけれども、0点だけが必要であるというふうに、ちょっとバランスが偏っているのではないかと。おそらく今まで国がやってきたものを独立法人化するので、今までと全然違う局面にあると思うんですけども、そうした場合に、1点、2点、3点はもう実施が始まっているようになっているんですけども、まず初めに現状把握、提案、それから実施というふうになっていくと思いますので、1点のあたりを、業務についての確認はしてあるんだけど、まだ実施には至っていない、今後の課題であるというふうに、ちょっとこのあたりを変え

ていただいております。

【分科会長】 これはどこで決まっているんですか。国土交通省の中の委員会で取り決めになっているんですか。

【委員】 全体の評価委員会で、これはたしか決まっていると思いますが。

【分科会長】 たしかに2と1との区別がどういう差があるのかちょっとわかりませんね。ですから、そこはあいまいなんですけれども「概ね」と「着実な」とどこが違うのかという問題ですよね。ですけど、ランキングからいえば、1よりも2のほうが少しいんだという解釈で、評価委員会で決まっております基準ですので、それを今回は少なくともお認めいただきまして評価いただきたいと思います。

これは今、ご指摘ありました点もありますが、もっと数量化したほうが良いと。それから、分科会長の文章をつくったものに、これに対して意見は言いにくいと、ごもっともなんですけど、どうしますか。

【委員】 今年度はこういう形でやっていただいて構わないと思うんですが、今後の検討の素材にしていただければと、いろんなところでいろんなやり方をやっていると思いますので。

【分科会長】 ということで、今年は、一応この原案をもとにして、上に上がろうが下に上がろうが、それから問題点を、ここにあるようなご指摘をいただくのが構わないとして進めさせていただきたいと思います。ただ、今出た議論は、これから当独立法人の関連のことも去ることながら、もう一つ上の、国土交通省の評価委員会のところでも発言させていただきまして、とりあえず、今回はこのやり方で進めさせていただきます。そういうことでよろしいですか。

【事務局】 参考資料の3 - 2に、業務実績評価に関する基本方針というのがございまして、5ページですけれども、3.評価基準というところがございまして、そこで一応3点から0点の、さっきと同じ言葉しか書いてございませぬが、決まっております。下のほうに、業務運営評価における実施状況全体に係る判断というところで、「順調」と「概ね順調」という言葉遣いがされておまして、100%である場合が「順調」で、70%から100%未満である場合には「概ね順調」と、こんな言葉遣いの解説がございまして、それから、「着実」と「概ね着実」も類推すれば似たようなものかなということはあると思います。

【分科会長】 ありがとうございます。

おわかりになりましたか。参考資料3 - 2の5 / 6ページに書いてあります。

先ほどまでのやり方を一応お認めいただきましたので、続けさせていただきます。
続きをお願いします。

【検査法人】 大きな2は、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置でございます。全部で8項目ございますが、まず(1)の、厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底ということでございます。これは、ちょうど法人発足直前に表立ちました不正車検の問題、それへの対応を言っております。年度計画では非常に網羅的に書いてございますが、5項目ございまして、警察との連携の確保、管理・責任体制の強化、緊急時対応訓練の実施・警備の強化、として、情報収集体制の強化及び監査機能の強化等、その他ということになっております。

7ページの当該年度における取り組みでございますが、の警察との連携の確保につきましては、第2次不当要求防止通達というものを出示して、暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者を選任いたしまして、警察署に届け出を行っております。全国で207人選任をしております。また、日ごろから警察との情報交換や、あるいは警察に対しての相談等も行っております。14年度では65件、警察に出動要請を行いまして、そのうち9件については受検者が逮捕されておるという状況でございます。

は、管理・責任体制の強化ということでございまして、これにつきましては、チーム制の導入ということで、不当要求があった場合に対応するためのチームの設立、あるいは管理職が検査コースを定期的に巡回する仕組み、あるいは防犯設備の充実ということでございます。19事務所でチーム制を導入しております。特に問題が多いところではそういう導入を義務づけたわけでございます。また、全事務所で検査コースにおいて巡回をし、問題があるところでは常駐をしているところもございます。

防犯設備については、953基の防犯カメラを設置しております。また、各人の問題のあった発言等については、不当要求者の発言を記録するため、538個のICレコーダーを配付して、常時記録をしております。

は、緊急時対応訓練の実施・警備の強化でございますけれども、警備員の配置とか、あるいはマニュアルに準拠した緊急時の対応、あるいはもし問題があった場合には、全コースの業務を中断いたしまして集団で対応する、あるいは対応訓練をすると、こういったことを実施しております。具体的に申し上げますと、警備員は、14カ所に15名配置しております。特に問題のある事務所に配置をしておるということでございます。また、対応訓練につきましては、46カ所の事務所で69回実施をいたしました。

は、情報収集体制の強化及び監査機能の強化等ということでございまして、問題があった場合には速やかに本部に報告をする。ネットワークで報告をするようにしております。14年度では323件の報告がございまして、従来は、これはほかの事務所では通ったというようなあたりがあったわけですが、今はこういったものについては全事務所にその内容を周知してございますので、そういった漏れがないということでございます。

監査機能の強化でございますが、常勤、非常勤の監事による監査がございまして、それ以外に、独自に内部の調査・指導を行うということにしてございまして、要領を定めまして、本部からは全事務所、検査部を対象として調査・指導を行っておりますし、検査部におきましては、管轄事務所に対して調査・指導を行っております。監事監査につきましては8カ所について実施をしていただきました。また、本部としては8カ所、検査部では9カ所の調査・指導を行いまして、改善が必要な箇所についての指摘をし、改善をしております。

それから、特に不当要求が頻発している事務所、これは神奈川と岡山でございまして、これにつきましては、特に本部として臨時の調査を行って、必要な改善指導を行っております。

また、職員からこういったことにつきましての改善提案を可能とするように、本部に連絡先を設けて提案を受け付けております。

そのほかといたしまして、4点ほどございまして、まず職員の意思疎通の向上、研修強化ということでございまして、所内会議あるいは朝礼でしっかりと全員に連絡事項は伝わるようにしております。研修につきましては、研修カリキュラム、後ほど詳しく出てまいります。見直しを行って、不当要求防止対策に関する講義を組織的に行っております。

それから、審査における取り扱いが、従来あいまいな部分が、保安基準だけでやってあったためにあったということでございまして、これにつきましては、法人化によりまして今度新たに審査事務規程を制定することになってございまして、9カ月間で既に8回の改正を臨機応変に行っております。そのうちの1回は、告示化された項目以外に関係通達も網羅した形で、審査事務規程さえ見ればわかるということで、詳細な事項がこの事務規程だけでわかるようにという方向での作業を、今、第1回目を行いました。あと2回こういった作業が予定されておりますので、それが実施されますと、審査事務規程を見れば基本的にはすべての関係通達も含めて網羅されると、こういう形になっております。

それから、2回目の主要な改正では、従来、不適切な補修、例えばガムテープなどで取っつけてきた、そういうような場合、あるいはブリキ缶をつけてきた、そういうような場

合でも、なかなか断り切れなかった、論争になってしまったわけですが、こういったことについてもはっきりと書き込んでございます。

それから、不当要求を防止するような検査方法につきましては、これはやはり審査事務規程で検査担当者が受検者に対してどういうことを指示しなければいけないか。また、不当な要求があった場合にはどういう対応をするか、こういったことについてあらかじめ審査事務規程に明示をしております。また、こういった内容についてはチラシをつくり、配布をしておりますし、掲示もしておるということでございます。

従来、不正車検の温床になっていたのは、軽微な整備不良だから今回は見逃してほしいということで、条件つき合格という措置がとられている場合があったわけですが、これは善意の受検者にはよろしいんですけども、それがだんだん堤防の穴があいてくるということがございますので、これは一律の厳正な措置、すなわち保安基準に適合していなければ、審査では合格といたしませんと、こういう取り扱いに統一をいたしました。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

【事務局】 評価結果は2でございます。不当要求防止責任者の選任による警察との連携の強化、チーム制の導入及び管理職の検査コース常駐等による管理体制等の強化、緊急事態を想定した対応訓練の実施及び、警備員の増強など防犯体制の強化、不当要求の速やかな報告及び監事監査や部内調査の実施等の対策が進められていることから、着実な実施状況にあると認められる。

【分科会長】 細部の項目について、何かございませんか。

【委員】 評価とは関係ないんですけども、最後のところで、従来は条件つき合格というのを認めていたということですね。それを今回、独法化してそういった対応はしないということで厳正化したという理解でよろしいのでしょうか。

【自動車検査法人】 そういうことです。例えば球切れなどであれば、普通の電球に変えておきますと、そういうようなことで、遠くから来るとか、今時間がないからとかいうことで認めておった例も、これは整備事業者で信用できるからということで、人間関係の中で認めておったのですが、そういったものは一切認められませんということにしております。

【委員】 私はあまりそういうのが理解できないんですけども、そういうのを認めていてよかったのかというのが一番の疑問なんですけど、それは今、独法とは関係ありません

ので結構ですが。特定の業者に対してそういう優遇措置をしていたということですね。

【自動車検査法人】 特定の業者ではなくて、整備事業者とかでありまして、毎日のように来るわけですから、そういったものについては、ちゃんと直さないと、お客さんからもお金取れませんから、そういったものについては信用しておったと、そういうつき合いが田舎などではよく……。

【委員】 直接独法の問題じゃないんで、これだけにしたいんですけども。本来、それじゃ審査にならないんじゃないかというのが私の言いたいことです。アメリカなんか、そんなこと絶対許されないですよ。

【自動車検査法人】 おっしゃるとおりです。そういうことで、これはそういったことを一切してはならないということにしたと。

【委員】 厳正化したということですか。

【委員】 わかりました。

【分科会長】 ほかにご意見、ご質問はありませんか。

この項目は特に力を入れられたような気がしているんですけどもね。評定を上げたいぐらいなんですけれども。先ほどの委員先生のご意見で、もう少し数量化したらいいよという事だったので、実はこれを見ると、そういうことが詳しく書いてありますね。

【委員】 散らばっていますけれども。

【分科会長】 このままでよろしゅうございますか。意見をお願いします。

【委員】 早くきちんと規程を作って、現場が混乱しないようにするというところでやっていたかないと、不正が防げないかなというのは前から思っておりますが。

【自動車検査法人】 よろしいでしょうか、ちょっとつけ加えますと、最近こういう分野は、行政対象暴力と言われておりまして、警察庁も、暴力団が行政を巻き込んだ暴力ということで、大分そういう分野に進出しているということもございますので、行政対象暴力の關係の省庁連絡会議なども開かれております。日本郵政公社、日本道路公団と並んで検査法人もオブザーバーで加えていただいております、警察本庁とも連携をとれますし、また、各府県においては都道府県警察とも十分連絡をとるようにしています。また、理事長が各地方を巡視する際には、必ず県警本部長等に表敬をいたしまして、実情を説明すると、そういったことも進めております。

【分科会長】 今の2.の(1)はよろしゅうございますか。

次、お願いします。

【自動車検査法人】 (2)でございますが、審査に係る利用者の方々の利便性の向上という項目でございます。3項目でございますが、利用者の審査の待ち時間の低減対策、利用者の理解向上の対策、そして施設整備のための対策と、3点でございます。11ページの当該年度における取り組みのほうでご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、利用者の方々の審査の待ち時間の低減対策ということでございますが、これにつきましては、業務量統計システムをつくりました。これはネットワーク上でそういったものをつくったわけでございますが、これによって従来把握されていなかった毎日の業務量の推移、これを把握できるように措置をしております。

またあわせて、待ち時間が長くなる理由の大きな原因の一つが、審査機器が故障するということがございますので、それについても把握できるようにしております。データをため始めておるということでございます。

それから、利用者の理解向上のための対策でございますが、発足当初からホームページを開設をいたしました。また、啓蒙パンフレットをつくっております。

といたしまして、利用しやすい審査施設の整備のための対策でございますが、これについては、この法人を発足して、体系的にデータを集め始めて非常にびっくりしたんですが、事故が多いということでございます。そのため、まず安全に利用できることが第一であるということで、事故発生状況を詳細に把握するようにしております。9カ月間で101件の受検者の事故が発生しております、その原因といたしましては、審査機器による事故、あるいは職員の指示ミスなどに起因する事故がございます。それが6割を占めております。審査機器ではスピードメータを検査する際の、ローラー上でスピードを出して、40キロで回しますので、その際にタイヤのホイールとかスポイラが周辺にぶつかって損傷するというようなこともございます。そのほか、ライトテスト機器が車の前に不用意に出てきて衝突するとか、そういったこともございます。あるいは、まだ前へ出てはいけないうちに職員が勘違いをして案内をしてしまったと、そんなこともございまして、人身事故といたしまして、計7件発生しておりますが、誘導ミスなどで2件、それから受検者が運転操作ミスなどを行ったものが5件ございます。これについては安全確認の周知徹底、あるいは審査施設機器の改善などを始めたところでございます。

これにつきましては、今後とも事故事例の調査を進めまして、利用しやすい施設のあり方について検討を進めていきたいと思っております。

また最近、自動車検査について社会的な関心を持っていただいておりますので、そのためにバリアフリーの観点から、見学者通路をバリアフリー化するような施設基準の制定をしております。また、初めてユーザー車検を受ける方も非常に多くなっておりますので、ふなねな受検者の方に音声誘導装置で操作を教える自動方式の総合検査用機器についても5基新たに設置したところでございます。

以上です。

【事務局】 3ページ全体に及びますが、4つに分かれていまして、評価結果はすべて2でございます。上からですが、毎日の業務量の推移を把握できるよう業務量統計システムを構築し公開方法の検討を進めており、着実な実施状況にあると認められる。業務量統計システムの中で、審査機器の故障状況が把握できるよう措置し、改善方法の検討を進めており、着実な実施状況にあると認められる。ホームページやパンフレットを作成し、利用者の理解向上に努めており、着実な実施状況にあると認められる。利用しやすい審査施設につきましては、審査施設内での事故発生状況を調査・分析するとともに、再発防止に向けた対策を進めており、着実な実施状況にあると認められる。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

それではこの項目に関しまして、ご意見等をいただけますか。

ございませんか。それでは、次に進ませていただきます。

(3) 適正かつ効率的な審査業務の実施の促進です。お願いいたします。

【自動車検査法人】 これにつきましては2項目でございます。14ページでございますが、職員に対する研修の実施と、といたしまして、業務改善の継続的な検討、この2点でございます。中身は、14ページの下、当該年度における取り組みでございます。まず研修でございますけれども、不正車検の発覚に伴いまして、検査官、係員研修の15研修コースにおいて、「不正車検に係る防止策」というテーマでの研修を行っております。

それから、主席検査官以上、これは幹部検査官でございますが、この6研修コースにつきましては、「車検業務を巡る法律問題」と題しまして、弁護士の方による講義を行っております。

15ページでございますが、これまで中途採用者に対しては、体系的な研修が行われてきませんでした。今回新たに新規採用者導入研修というものを試行いたしております。これは15年度につなげていきたいと思っております。

それから、事務所長でございますが、これは従来、前任自動車検査官に対しての研修と
いうことで行われておったわけでございますが、各事務所の所長は、それぞれの地域にお
ける総責任者ということでございますので、本部の幹部から、直接運営方針を徹底させる
ことが必要だということで、本部に呼びまして、幹部と意見交換をするなど、所長の意識
変革を促した研修を実施しております。

そのほか、受託研修といたしまして、国の前任自動車登録官についての研修も実施をし
ております。

その結果、研修の時間につきましては、研修コース数として、3種類6コース増加して
おります。これは、今年度限りの要因もございまして、新任の所長とか主席が、組織が大
幅に変わったということで多かったということもございまして、従来1コースのものを2
コースに併設したといったこともございます。単年度限りの増加もございます。

受講者数は、77名増加しております。また、研修時間数としては251時間というこ
とで、約1.5倍になっております。そのほか、国土交通省、軽自動車検査協会の受託研修
も実施いたしました。

16ページでございますが、内容の改善といたしまして、カリキュラムや講師の方につ
いてのアンケート調査を実施しております。これは、15年度の研修計画に逐次反映させ
る予定でございます。それから、研修効果を把握するためと理解度を調査するため、感想
を新たに求めることにしております。

以上が職員の研修の関係でございまして、次に業務改善の継続的検討ということでござ
いりますが、これにつきましては、研修などの機会をとらえて職員に対するアンケートを実
施しております。これを業務改善に反映するというようにしております。また、審査機器
につきましても、各事務所でこれまで独自に審査機器を開発しておりましたので、それを
把握いたしまして、それを全国展開するというふうに変えております。

以上でございます。

【事務局】 つきまして、評価結果は2。不当要求対策に関する研修の充実を図る
など厳正な検査の実施に効果のある研修内容としていること、前年同期と比較し研修時間
の増加（251時間）を図っていること、研修員に対するアンケートを実施し、研修内容
の改善や研修効果の把握を行っていることから、着実な実施状況にあると認められる。

でございますが、評価結果2。職員に対するアンケート調査を実施し、その効果を各
種業務改善に反映するとともに効果を把握することとしており、着実な実施状況にあると

認められる。

以上でございます。

【分科会長】 それでは、ご意見、ご質問等をお願いいたします。

【委員】 これ、プラス251時間というのは、プラス50%ぐらいに相当しているんですか。

【分科会長】 増加というのは、幾らに相当しているのですか。それと、もう一つ思ったのは、前年というのは平成13年度のことを指しているのですか。

【自動車検査法人】 前年度は、平成13年の7月から、同じ9カ月間の14年3月までで比較しております。

【分科会長】 パーセンテージは、何割くらい増加したことになるのですか。

【自動車検査法人】 研修時間としては約1.5倍ぐらいです。50%を超えております。

【委員】 既に中期計画を達成していますね。

【分科会長】 そういうことになりますね。

【自動車検査法人】 総時間としては確かに達成しているんですけど、初年度で組織変更があったために、新任の方が非常に多かったということがあります。あと、1人当たりで見ますと、決して増えていないと。大幅なカリキュラムの変更というのは、学校の計画というのは、前の年から計画しないとなかなか変わらないものですから、そのまま先生の依頼とかも変えられなかったという点もございまして、カリキュラムは、1つのコース当たりではほんのわずかな差しかえしかできなかったということがございまして、1人当たりでいうと変わっていないという実態でございます。これからは、1人当たりの中身につくましても、もっと検査実務を入れたいとか、そういったものを変えたいということで、これは15年度からの計画の中で実行しようと思っております。

ですから、研修時間が増えたのは、言ってみれば、コース数と受講者数が増えたのが一番大きな理由だったというふうにご理解いただきたいと思います。

【分科会長】 そうすると、ここの評定理由の書き方が少し違いますね。

【委員】 そうですね。それから、この業務改善に対する報奨制度というのはつくられているのですね。報奨制度がちゃんとないと、なかなか出てこないですから。

【自動車検査法人】 先ほど申し上げました表彰規程を設けておりまして、業務改善の中でも、特に業務に顕著な功績があったということであれば、表彰をするという仕組みになっております。

【委員】 業績の評価と業務改善とは別みたいな気がするんですけども。業務改善は日常の話ですから、だれでもぼんと気軽に出せるということで、それに出したら幾ばくかのフィードバックがあると。商品券にするのか、お金にするのか何か知りませんが。それと、いわゆる改善提案ではなくて業務そのもので貢献するのはウエートが大分違うと思うんですね。だから、日常の業務改善、改善提案というのはもっと頻繁に、小回りがきく、小さなあめ玉でもいいと思うんですけども、そういうのが必要じゃないかと思えますけれども。ちゃんと賞状でこうやるんでなくても、そのほうがたくさん効果が出るんじゃないかと思えますけれども。

【自動車検査法人】 参考にさせていただきたいと思えます。

それから先ほど、時間数が251時間増加したというお話ですが、実際それだけの手間はかかっておりまして、そういう研修を受けた人が、従来より増えたということは間違いありませんので、この点はひとつお含みおきいただければと思います。

【分科会長】 それにつけても、研修時間が251時間だと、非常に多く見えるわけですよ。ですから何か、新人が多かったとか、さっきの、新しい制度に切りかわったということも含めたので、特に多かったという旨のことがちょっとあれば。

【自動車検査法人】 従来、そういう統計をとっていないものですから、そこはちょっと感じの問題なのですが、従来は主席コースを1コースで済んだものが、対象者が多過ぎて2コース併設したとか、事務所長も2コース設置したとかというような今回限りではないかと思われる要因もあるということです。

【分科会長】 そのことを、理由のところに書かないと、数字のひとり歩きというやつに相当するんじゃないかと私には思えますね。それでないと、また来年度、減っているよなんていうことになりかねないですから。

【委員】 評価理由を直すとしたら、我々でこれを直すということ。

【分科会長】 ええ、そういうことです。

【委員】 私は、研修の時間というのは、例えば車検を取り巻く技術が変われば、当然研修の時間は多くなるだろうし、外部要因にもすごく依存しているのじゃないかという気がするんですね。今回のように組織が変われば当然そういうことだし、そういうことを評価のサイドでは、外部の条件の変化がどのようにあったかということと、その時間の関係を、評価の時点で相対的に考えればいいのであって、時間そのものが絶対的に多いか少ないかということには、あまりとらわれる必要はないのかなという気がいたしますけれども

も。だから、評価理由で特に時間の増加ということを強調するような書き方をわざわざしなくてもいいのかな。

【分科会長】 そうですね。ここだけ数値が出ているんですよ。

【委員】 まさにおっしゃるとおりで、そうなる形だけの研修時間を増やさなきゃならないということになったら、全くまずいと思うんですよ。実が大事なので。ポイントのこれはやらなきゃならないぞというところのときは、やっぱり研修は必要でしょうし。

【委員】 時間はむしろなしで、こういう形での充実を図ったとかいう形のほうがいいんじゃないですか。

【分科会長】 じゃ、これはよろしゅうございますか。

【委員】 ちょっと別の形のリクエストになってしまうかと思うんですが、効率的な審査業務の実施という点で、私、先日、自分でユーザー車検に行ってきたんですけども、やはりいろいろ努力していらっしゃるのすごくよくわかって、ものすごく感じのいい対応をさせていただいて、すごくいい車検ができて満足をしてきたんですけども、やはり一般の人が自分の車を車検に行くというと、2年に一遍ということで、前回どういうふうに行ったかというのは当然覚えていないわけで、毎回初めてという形で来るケースがほとんどだと思うんですが、それにしても、やはりまだまだわかりにくい部分がすごく多くて、そうするとやはり、どうしてもまごついてしまって、私は、ほんとうに申しわけないんですけども、隣のレーンの方の3倍ぐらい時間がかかって、後ろの方をお待たせしたりということもありましたので、研修などでも、ユーザー車検をどういうふうに進めていくかとか、そういった意味では、内部だけでアンケートをとるのではなく、ユーザー車検を実際にやった人など外部からの声も取り入れて、そのあたりを改善していただければと思います。

【分科会長】 これもぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

何か、法人のほうからありますか。

【自動車検査法人】 将来的には内部だけでなく進めたいと思いますが、まず、内部の意見を集約して、それでやるべきことをやってから、また外部の方のご意見もお聞きしたいということで、15年度以降はそういうことも考えたいと思っております。

【分科会長】 ありがとうございます。

この件は、一部お任せいただくことにして、次に進めてよろしいですか。

それでは、次をお願いします。

【自動車検査法人】 次は(4) 関係機関との連携ということでございます。内容的には4項目ほど、項目は多いんですけども、まず、不正改造車の排除、そして、車両の不具合情報の収集、事故車両の原因究明、社会ニーズ対応と4項目でございます。

18ページの下の不正改造車の排除の関係でございますけれども、体制の整備ということで、街頭検査専用の車両として、81台の車両を全国に配備いたしました。

それから、街頭検査を実施した結果、19ページにございますけれども、目標6万台を初年度、見込んでおりましたが、達成率71.9%にとどまっております。これは、業務の円滑な移行、あるいは不当要求対策を重点としたということと、天候不順対策が十分とられず、流れてしまったものがあり減ってしまっております。そのほか、トピックといたしましては、年末年始について、深夜の街頭検査で、初日の出暴走街頭検査をやっているということでございます。以上、街頭検査の関係でございます。

が、車両の不具合情報の収集でございまして、これは日常の検査の中でリコールなどにつながるような、多数にわたるような不具合を収集したいと考えております。そういう報告システムをつくりまして、これは本部に報告をしていただいております。14年度中、9件ございます。うち2件についてはリコールに準ずる自主回収という措置がとられております。

次は、事故車両の原因究明でございますが、これにつきましても報告をするような仕組みにしておりますが、14年度は4件ございました。どういうものがこういった原因究明ができるのかどうか、もう少しデータを増して、進めていきたいと考えております。

の社会ニーズ対応でございますが、2点ございまして、走行距離メーターの改ざん対策を、国土交通省のほうが中心となって考えておりますが、それにつきましては走行距離を自動車検査証に記載するということが提案されておりました。法人の役割、どういう役割が可能か検討を行いました。それから自動車の盗難につきましては、実際に車を見ておりますので、車台番号が改ざんされているものにつきましても確認ができそうだということでございまして、そのための器具を全国に配布して活用しているところでございます。

以上です。

【事務局】 読み上げます。評価結果は、4項目すべて2でございます。評価理由でございますけれども、街頭検査ですが、「年度途中の業務移行や降雪等により、計画通りの検査が行えず、検査台数が目標の71%であったが、特別街頭検査も行った実績もあり、次年度以降の見通しにおいて、年度計画の策定の工夫を行い中期計画目標が達成されると見

込まれる。」

車両不具合情報ですが、「車両不具合情報を報告・収集するシステムを構築した結果、9件の不具合情報の報告があり、うち2件は部品販売会社の自主回収が行われており、着実な実施状況にあると認められる。」

原因究明、「事故車両の調査事例を報告・集計するシステムを構築し、基礎データの収集を進めており、着実な実施状況にあると認められる。」

メーター改ざんなどについてですが、「走行距離メーターの改ざんについて、国土交通省をはじめ関係機関と調整を進め具体的な対策を進めていること、また自動車の盗難防止対策については、盗難車の発見に役立つ器具を考案するといった取り組みを進めており、着実な実施状況にあると認められる。」

以上でございます。

【分科会長】 では、ご意見等をお願いいたします。

【委員】 最初の項目の評定結果が、年度目標の71%という数値に対して、さっきの話じゃありませんけども、2と1のイメージということだと思っんですけども、着実な実施状況にあると認められるというのと、おおむね着実な実施状況にあると認められる、天候が悪いとか何とか、年度計画というのは、ある種の天候のいろいろなことも考慮して当然つくっているんだろうし、特に制度の移行の時期だというのがわかっていて年度計画を立てていて、それで71%で2なのかなというのが、私の印象では、正直なところですけどね。

【分科会長】 これは、車検を受けられる相手の数にもよりますし、だから、あまりこれ、意味があるのかなという感じがするんですけどね。もちろん、たくさん処理したほうがいいとは思っんですけど、それだけで指標になるかなということなんです。

【委員】 これ、街頭検査ですから。

【分科会長】 間違えました。そうしたら、それは天候とか、予測しなかったこともありますね。どうしましょう、これ、1にしましょうか。

【委員】 8割5分とか、8割ぐらいまでいってれば、まあいいかという感じがするんですけど、大学の成績でいっても、優、良、可の、可よりはいいのかもしれないけど、少なくとも優ではないですよ。良の下のほうが可の上のほうかなという、71%というとなんなイメージかなという気はするんですけども。微妙なところがあると思います。

【委員】 街頭検査の必要性をどう見るか、これはかなり重要な部門だよというふうな

見方でいくと、やはりちょっと頑張っ達成してよというふうな言い方になるかもしれませんがね。

【分科会長】 これは、悪いですけど、原案を変えて恐縮なんですけれども、1にいたしましょうか。こう数値が出ると…。

【委員】 みんな同じ評価もいかなものか。おまえらは評価したのかと言われないか。これははっきり達成率が出ているというか……。

【委員】 街頭検査で、降雪の場合は、やはり警察が動かないというのもありますので、一概に法人だけを責めてしまうのも何か申しわけないなという気も、多少はするんですね。

【分科会長】 そうですね。

【委員】 今、まさにご発言いただいたように、法人のほうでなかなかこれはコントロールできないんじゃないかなと。19ページの表3を見ると、かなり地域別にばらつきがあると。法人としてこの辺の、特に低いところの原因などを究明したのかどうか。そういうのをしていれば、その辺を書けるんじゃないかなと。これを1にすると厄介なのは、総合点が順調でなくなるということなんですね、今のままですと。その辺もちょっと考慮して、どこかで3をつければまだいいのかもしれないかもしれませんけれども。あるいは、別に総合点、順調でなくてもいいのかもしれないかもしれませんけれども。総合点のほうは余計ですけども、原因究明などはやられたのか、あるいは何かアクションはとられたのかという点についてはいかがでしょうか。

【自動車検査法人】 原因はここに書いたような漠然とした話で、各検査部単位で聴取して集約したという程度なんですけど、来年度以降は、例えば天候不順対策では予備日を設けるとか、あるいは不当要求対策のほうについては、大分暴力行為もおさまっておりますので、15年度は何とか頑張りたいというようなことで進めております。

【分科会長】 ここのところ、もう一つの案は、さっき言われた不正検査ですか、そういうふうな申し込みもあるので、そっちに時間がとられたことも否めないと思いますね、天候ばかりではなくて。ですから、71%でも2にするというのも案ですが。

【委員】 それならそれで、理由の書き方を少し工夫していただいたほうがよろしいのではないかという気がいたしますけれども。

【分科会長】 わかりました。来年度はもう少し高い目標が達成できるんじゃないかという、そのような観点から言えばね。ですから、ここの書き方を少し工夫させていただきますか。評価は2のままにする。別の事項としては、天候というのが理由になるかな。も

う一つは先ほどの不正検査要求、それもあって人手がとられたということは理由にならないですか。

【委員】 自分で立てた目標ですからね、言ってみれば。今まで過去のいろんな実績を考慮して、天候だって何だってどれぐらいのばらつきがあるのかということは当然、ほかの人が与えた目標じゃなくて、自分で立てた年度計画ですよ。1年間にこれくらいはやりましょうという、地域による過去の実績とか、いろんなことを考えた上での、だから、天候というのはあまり、警察が出てこないと言ったって、それは天候が悪かったときは、過去だって警察は出てこないわけだから、そういうものを含めてやっていて、自分の目標に達していないということなのではないかと。僕は詳しい事情はわからないんですけども。

【分科会長】 お説のように、天候が理由にはならないと思います。そうじゃなくて、ほかの業務に手がとられているというのが理由かと思います。

【委員】 むしろそういうこと、だから、目標率を71%と、かなり下回っているけれども、そうなった特別の事由があって、それはやむを得なかったと考えるということが、2のままにするとしたら、それは評価のポイントになるのではないかという気がするんですけどね。

【分科会長】 71%は低かったけれども、別の業務、予期せぬ業務も発生したことと、それから新しい独立法人になったという諸般の事情で達成できなかったけれども、次年度以降は達成の見込みがあるので、2とする。こういうことになろうかと思います。

【委員】 今の話で、こちらの人間がそちらに行っているんだったら、こっちはへこむかもしれないけど、そちらのほうふくらませておく。先ほど言われた不正車検の話ですね。あれは予期せぬ事業なので、かなり人間をかけて、いろいろ成果も出ていると思うんですけども、そちらのほうをプラス評価してという方法もありますね。

【分科会長】 そうしたら、そちらを1にしておいて、不正車検を3にする。それでいかがですか。事務局のほう、いかがでしょう。今、出ている話は、今のところは1点にする。そのかわりに不正車検を3と。

【事務局】 評定は、先生方で決めていただくことになっておりますので。

【委員】 委員長が最終的にこうするということをしていただければ。

【分科会長】 それはわかっているんですけど、それで問題はなかるうかと聞いているのです。

【事務局】 問題があってもなくても決めていただければと思いますけれども。法人に
どんどん聞いていただいて、ちゃんとした理由があるのかと。それは、聞いていただいた
ほうがいいのではないかと思います。

【分科会長】 今、ここで出ている委員の意見は、お聞き及びと思いますが、予期しな
かった不当要求責任のところ、ここは上できの対応をしていますので3にさせていただい
て、そのかわりに今のところは、数値が低く出ているものですから1にすると。こういう
ことでいかがですか。では、そういうことで、時間も差し迫ってきましたので、そのほか
の点はよろしいですか。

【分科会長】 それでは次、お願いします。

【自動車検査法人】 (5)でございますが、安全・環境問題への積極的参画というこ
とで、3項目ございます。まず、キャンペーンの関係でございますけれども、不正改造車
排除運動、あるいは点検整備推進運動など、さらにはディーゼル黒煙クリーンキャンペー
ン、こういったものには積極的に参画をするという考え方で進めてまいりました。それか
らホームページ、パンフレット等の作成、これは申し上げたとおりでございますが、それ
以外に検査場見学会を開催いたしまして、95回、3,300人に来ていただいております。
また、審査結果の情報提供を行うという点でございますが、これにつきましては、審査機
器メーカーなどどのような情報提供が可能かの基礎的な調査を始めたところでございます。
以上です。

【事務局】 (5)でございますが、 の評価結果は2でございます。「不正改造車排除
運動等国が行う各種キャンペーンに積極的に参画しており、着実な実施状況にあるといえ
る。」でございますけれども、「ホームページの開設やパンフレットを作成するとともに、
検査場の見学会を積極的に実施しており、着実な実施状況にあるといえる。」、「審査機
器メーカー等との検査機器のあり方について情報交換を行うとともに、機器に対するヒア
リングを実施し検討も開始されており、着実な実施状況にあるといえる。」

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

この項目よろしゅうございますか。

次、(6)をお願いします。

【自動車検査法人】 (6)でございます。安全・環境基準の変化への対応ということ
でございます。2項目ございます。25ページのほうで説明しますが、施設の適切な維持

管理ということでございます。定期点検などにつきましては、機器メーカーに委託いたしまして、引き続き確実な維持管理を行っております。また、そのための知識習得ということで、実習センターにおいて、下部機構の作動状況の研修が可能なような施設も設けて、研修を開始しようとしております。

審査技術と審査機器の改善でございますが、これは幾つかあるんですが、ディーゼル関係のことがございます。ディーゼル黒煙不適合車両の排除を徹底するということで、その検査の充実・徹底を図りたいと。従来、目視によって検査を行っているんですが、問題があれば審査機器を使用するわけです。これについては、だんだん規制も厳しくなっておりまして、判断がしにくくなっているんで、その結果がはっきりわかるよう、アクセル全開の空ぶかし検査を全数実施するという方向で検討を進めました。

また、これからの話でございますけれども、目視で判断することが困難な車両、これが今後増加いたしますので、光透過系を使った、オパシメータといいます、それを導入する可能性について、国土交通省と協力して検討を進めることにしております。さらに、大型ディーゼル車につきましては、実際の走行実態に合わせた簡易シャシダイナモメータを使った排ガス検査を導入する形についても、検討を開始しております。

また、灯火の色については、目視検査ではなくて、色度計による検査、これについても検討を開始いたしました。

以上です。

【事務局】 (6)でございます。、評定結果は2でございます。「審査機器の定期点検を確実に実施し適切な施設の維持管理を図るとともに、維持管理のための必要な知識が習得できるよう職員研修の充実を図っており、着実な実施状況にあるといえる」。

でございますが、評定結果が2、「ディーゼル黒煙検査の厳正な実施や簡易シャシダイナモメータ導入の可能性を検討する等、ディーゼル黒煙検査を充実・強化する取り組みを行っており、着実な実施状況にあると認められる」。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。何かございますでしょうか。

ないようですから、次に進ませていただきます。

【自動車検査法人】 (7)ですが、国際的な視野に立った業務の検討でございます。これについては、国際自動車検査委員会に加盟をしたいということでございます。そこに加盟することによって、諸外国との情報交換をしたいということで、加盟手続きを行いま

した。

以上です。

【事務局】 評価結果は2でございます。「CITA事務局に対し、日本の検査担当機関として正規委員となるべく加盟手続きを行っており、着実な実施状況にあると認められる。」

【分科会長】 よろしゅうございますか。

ご意見がございませんので、次の(8)番に進めさせていただきます。

【自動車検査法人】 海外の技術支援でございます。2つございますが、職員の派遣と、研修生受け入れなんです。職員の派遣については要請ベースで行っておりますので、今年度実績はございませんでした。海外からの研修生については、JICAからの研修生を受け入れております。合計4件で、26名受け入れておるところでございます。

以上です。

【事務局】 (8)ですけれども、「合計4件26名の研修生を海外から受け入れ、途上国の自動車検査技術の向上を支援しており、着実な実施状況にあると認められる」ということで、2点でございます。

【分科会長】 よろしゅうございますか。

では、次の予算をお願いします。

【自動車検査法人】 3から6までは一括でご説明させていただきます。

3の予算、収支計画、資金計画は既に別表の財務諸表でご説明してございます。

次に、短期借入金でございますが、20億円が限度ということなんです。実績としては借り入れておりません。

それから5番でございますが、重要な財産の譲渡、担保でございますが、実績としてございません。

6番の剰余金でございますが、初年度でございますから剰余金が存在しておりません。実績はございません。

以上です。

【事務局】 3. 予算につきましては、「予算範囲内で適正に執行されている」ということで2点、4. から6. までは、該当がありませんので評価対象ではないということで「-」になっています。

【分科会長】 これもよろしゅうございますか。

では、次7番を。

【自動車検査法人】 7番、その他の業務運営に関する重要事項といたしまして2点ございますが、(1)は施設及び設備に関する計画でございます。年度計画では、審査場の新設はございませんので、審査機器の新設と審査上屋の改修などがございます。予定どおり全施設の整備を行ったわけでございますが、一部については翌年度に繰り越しております。

34ページに表がございますが、新設したのは自動方式の総合検査用機器5カ所でございます。それ以外に審査施設の改修といたしまして、耐震補強工事を行っております。そのほか屋根、シャッターの改修、そのうち2カ所、群馬、茨城事務所については建設を持ち越しましたので、完成は平成15年度となります。そのほか床面改修も行っております。

(2)人事に関する計画でございますが、これにつきましては、計画的削減を行い人員を抑制することを目指すということでございますが、人員に関する指標として常勤職員数を年度当初と同数とするということでございますが、年度当初と同数としております。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

【事務局】 施設整備でございますけれども、「一部の事業については施工途中の計画見直しにより翌年へ繰り越したが、全体計画に支障が出るものではなく、翌年度以降目標が達成されると見込まれる」ことから2点でございます。

それから、人事方針でございますけれども、「方針通り進められており、着実な実施状況にある」ことから2点。

人員に関する指標、「業務移行に主眼を置き、指標通常勤職員数876人である」ということから2点でございます。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。何かご意見ございますか。

それでは、お認めいただいたことにさせていただきます。

それで、一応終わりましたけれども、全体を通じて何か委員の……。

【自動車検査法人】 恐縮でございます。37ページに自主改善努力に関する事項がございますが、これについての説明を簡単にさせていただいてよろしいでしょうか。

2つございます。審査業務に関しての取り組みでございますが、幾つかございますけれども、行政当局との連絡会議を密接に行ったということでございます。

それから、報道機関への取材には積極的に対応いたしました。

また、整備主任者研修、自動車検査員研修など、国等の要請に応じて講師を出しております。

ます。

それから、法人設立当初でございますので、法人規程、理事長通達を定めまして、審査・管理業務体制について整備を図っています。

労働組合とは労働協約を交わしまして、労使関係の構築を図りました。

それから、財務処理体制につきましては、企業会計原則にのっとってできるように行っております。また、決算を円滑に行うために研修を実施しました。

審査に関する照会事項については、イントラネット上でデータベースを構築しております。さらに530台のパソコンを配備いたしまして、電子メール、イントラネットの活用を可能にしております。ネットワークの回線速度の向上も図っております。

研修の関係では、打ち合わせ等を密接に行ったということでございます。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。

【委員】 これは評価があるんですか。

【分科会長】 総合的な評定と自主改善努力評価という、一番最後のページ。済みません、ちょっと間違っていました。総合的な評価、これは私から言いますが、順調ということではよろしゅうございますか。

【委員】 これは、要するにさっきの点数のやり繰りで結果が出るという、そういうことですね。

【分科会長】 それから自主改善努力評価、評定理由として、事業期間が9ヶ月であったこともあり、業務運営を円滑に運営するうえで、規程を始めとする見直しや法人内のLANの整備等を進めたものの、相当程度の実践的努力が認めるとはいえない、これ、「-」でいいんですか。ちょっと悪い点がついている……。

【政策評価官】 悪い点というか、自主改善努力といいますのは、中期計画に書いていないことで、自主的に努力されたことについて評価するということでございますので、今のご説明ですと、中期計画については順調にやっていますけれども、9カ月だけだと、ほかには手が回らなかったといったことで、認められないということで。それで何か悪いということではございません。

【委員】 この評定は私、このとおりでいいと思うんですが、自主改善努力に関する事項で、報告書に書いてある内容なんですけれども、あまりにも当たり前のことを、数が多ければいいということもあるのかもしれませんが、やっぱりたくさん書いてあると、私な

んかが一番低いところを基準に見てしまうので、やはりいいところを際立たせるには、あまり並べないほうがいいんじゃないかなと。評価官がおっしゃったように、これはそもそも中期計画で取り上げていないことを書くというのが、全体の評価委員会の方針になっていますので、書いてある内容を見て、あまりにも当然のことが書いてあると。

むしろ、先ほど話があったんですが、メーターの改ざんの件で、国に対して提言を行って対策を施したとか、そういうのがあると、私、何か高いポイントをつけたいなと。本来、独立行政法人というのは、企画運営と業務実施と分けていますけれども、業務実施のほうで、そういう問題があれば当然国に対していろんなことを提言して対応していただくと。独法のほうでも対応できるものがあれば、私なんか、車検証に書くのにそんなに時間がかかるのかなと。検討がまだ始まったばかりみたいですがけれども、もう対策ができていいくらいじゃないかなと。あるいはさっき、該当の検査なんかありましたけれども、あれもいいところはすごいいいわけです。少なくとも数やっているところは。そういうベストプラクティスの実践をほかに適用していくと。私は何か理由がはっきりしたのがあると思うんですけどね。それはさっきおっしゃらなかったんで、そういうのを、もし国サイドに原因があれば、いろいろ話し合いを通じて、来年度以降に改善策を適用できるとか、そういうことが書いてあると自主改善努力として認められるんじゃないかなということを感じました。

済みません、長くなってしまって。

【分科会長】 ありがとうございました。

項目が多過ぎる。多過ぎてもいいんじゃないかと思うんですけども、もう少し業務に密着したような話があればということですね。

【委員】 いろんなところのを拝見していると、自主改善努力に書くことってすごく難しいなという感じがしていて、それこそ、それはまさに自主改善努力だから、それぞれの法人ごとにご自由にお書きになるんだけれども、ものすごくバリエーションがあるんですよ。だから評価もかえって困っちゃうというところがあって。だから、国民の中で法人に期待されているものが何かということで、特にこういうところだったら、トータルの費用を安くする、メカニズムの発生を独自で考えたとか、検査を公正にするということで、ものすごくいい方法が考えられたとか、何かそういうところに焦点を当てて書いていただくということなのかもしれないという気もするんですけども。何でもかんでも書いてあれば評価の対象になるかということ、書くほうも大変だろうし、読むほうもいろいろ大変か

なという。むしろ、国土交通省全体として自主改善努力というのをどういう視点で書くべきなのかということの整理をしていただいたほうがいいのかもしれないという気がするんですけども。

【分科会長】 この報告書類は、検査法人のほうがお書きになったものですから、そういう意味で何か意見を述べることありますか。

【自動車検査法人】 今までの法人のものをちょっと参考にしているものですから、今日のお話をよく参考にし、来年の報告書はもっといいものをもっと思っております。

【分科会長】 かなり時間が超過しましたが、全体を通じてよろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

最後にもう一つだけございまして、自動車検査独立行政法人役員給与及び役員退職手当支給規程の一部改正ということで、ご説明をお願いします。

【自動車検査法人】 総務部長の長田でございます。

それではお手元の資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

資料3 - 3をお開きいただきたいと思います。

本年6月に、国家公務員退職手当法の一部が改正されました。この目的としましては、国家公務員が国等への復帰を前提として退職し、独立行政法人等の役員に就任した場合には、退職手当を国等への復帰後の退職時にのみ支給するという、平成3年の公務員制度改革大綱に提言されたものの具体化を盛り込んだ形での一部改正が行われました。当法人といたしましても、この点を踏まえまして、役員に対する報酬等の支給の基準として役員給与規程及び退職手当支給規程の一部を改正するに至ったということでございます。

資料、規程の新旧対照表等、るる用意してございますが、1ページによりましてご説明させていただきます。

まず は、自動車検査独立行政法人役員給与規程の一部改正要旨でございます。これは、仮に国から当法人に来られた場合に、既に今まで通勤手当・単身赴任手当等につきまして、一つの権利としてあったわけでございますので、そういったものも整合性をとる意味で、改めて当法人の規程の中に盛り込んだというのが1点でございます。

といたしまして、自動車検査独立行政法人役員退職手当支給規程の一部改正要旨、これにつきましては、冒頭申しましたように、要は人事交流によりまして、国から、あるいは独立行政法人というふうに連続して勤務した場合、従前の公団との兼ね合いでまいりますと、国で一たん退職して、そこで退職金を支給して、それから法人等でまた改めて支給

するという方式があったわけなんです、これをあくまでも一本化、1回しか払いませんという形につくる仕組みにしたということでございます。具体的には、大まかには3点ほどに要約されております。

まず、役員が国に復帰後再び役員に就任した場合、図をごらんいただけたらと思います。私どもから国に行きまして、また私どもにお戻りいただいたと、一つのケースとします。この場合、在任期間としては通しとして見ますが、退職金としては2度目の私どもの独立行政法人で支払うということになります。

2つ目が、人事交流により役員に就任した場合は、国の在職期間を含めて退職時に国に復帰したと仮定した退職金を支払う。

こういったことございまして、先ほどの独立行政法人、国、独立行政法人というふうになっている期間の換算と退職手当を支払うタイミングは、どこで支払うかということが2番目でございます。

3番目でございますが、役員から国に復帰する場合、退職手当は支給しません。ここでははっきり独立行政法人、私どもとしましても、国に復帰される場合については退職手当は支給しません。したがって、この3通りありますが、1回しか退職手当を支給しませんよという方式にかえさせていただきました。

以上ございまして、以上の両規程2点につきまして、本年4月1日から施行とさせていただきます。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。これは国家公務員の手当法の改正に伴って改正するということですね。

【自動車検査法人】 そうです。

【分科会長】 ですからあまりここで議論されても反映しないということですかね。

【自動車検査法人】 独自性を出してここまでやる必要がないとおっしゃっていただければ、またそれはそれでありますが。

【分科会長】 そういう意見もあり得るといえばあり得るんですが。何かご意見ありますか。

それでは特にご意見がありませんので、この評価委員会としては特に意見なしということで承知させていただきます。

ありがとうございます。

これで提出された議題は全部終了いたしますが、先ほどの評価調書につきましては、一部手直し、それから評価の手直しがありますので、そこらあたりにつきましては、私にご一任いただきたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、事務局のほう、お願いします。

【事務局】 長い時間、予定を大分オーバーしましたけれども、ご審議ありがとうございました。

なお先ほど、車検証に走行距離の話がございましたけれども、来年の1月1日から実施に移るような運びになっておりますので、ご報告しておきます。

今日の議事録につきましては、事務局で作成させていただきまして、それを委員の皆様方にご送付いたします。了承いただけましたら、国土交通省のホームページで公表すると、こんな段取りで進めたいと思っています。

それでは、これで第3回自動車検査分科会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

了